

令和3年6月17日
学校健康推進課

損害賠償請求事件について

- 1 事件名 損害賠償請求事件
- 2 訴状送達日 令和3年5月21日
(口頭弁論期日 令和3年6月22日)
- 3 当事者 原告 甲及び甲 [REDACTED]
被告 世田谷区

4 内容 (原告の主張)

原告甲は、[REDACTED] 4月に区立中学校 (以下「本件中学校」という。) に入学し、[REDACTED] (以下「部活」という。) に入部した。本件中学校の部活の練習は非常に過酷であり、原告甲はその練習により [REDACTED] の3学期ころから腰の左側に痛みを感じ始めた。それは [REDACTED] になっても続き、その後腰の右側にも痛みを感じ始め、[REDACTED] の8月から部活を休まざるを得なくなり、9月に病院に受診したところ「腰椎分離症」と診断を受けた (以下「本件事故」という。)。現在でも、長時間座ったり全力疾走をすると、腰に鈍い痛みと重さを感じている。

本件事故は、部活の顧問教諭やコーチらが部活の指導という職務を行うにつき、安全配慮義務に違反したことにより生じたものである。

以上により、被告は国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任があるとし、損害賠償金、2249万円余を原告に対し支払うよう求めている。

(甲の損害：22,498,630円)

5 今後の対応

相手方の請求の内容を十分精査し、適切に対応していく。